

特集1 子ども期の権利学習はいま①

なぜ、いま、権利学習か

—NPO権利学習の新展開—

「体罰の禁止は親の養育責任否定だ」

こんな言葉が、地域、自治体で聞かれるようになった。子どもの権利条約が日本で批准されて12年。条約19条で約束されたはずの「親の体罰禁止」原則がゆらいでいる。体罰を権利侵害として禁止することなしに、「児童虐待」は防止できないといわれてきたにもかかわらず、である。子どもの権利条約を地域から実現していく取り組みとして「子どもの権利条例」づくりが全国各地で進められてきた（本誌前号・No.81）が、そこでも条約が禁止し法的な措置を求めてきた「体罰」について、ここのところ肯定論が復活している。

これは一例であるが、子どもの権利が日本社会にきちんと根づいていない証左といってよい。日本では、相も変わらず「子どもには権利より責任」の世論が強く、むしろ「権利バックラッシュ」といえるほどに、「子どもの権利」への拒否反応が高まっている。せっかく日本国憲法で基本的人権の尊重がうたわれ、子どもの権利条約が国内法になっても実態は変わらない。それはなぜか。一言で言えば、法制度は変わっても人の意識は変わっていないからである。教育基本法では、

日本国憲法の理想の実現は「教育の力に待たなければならない」と宣言した（1947年）が、子どもの権利についての意識変革は、権利の普及だけでなく「権利学習の力」に待たなければならない。

権利学習は、いわゆる人権教育とは同義語ではない。少なくとも、いじめや校則問題など未だに解決の道を見いだせない学校の「人権教育」とは区別される。「あすの人権尊重」、「過去の人権の歴史」の教育だけでなく、むしろ子ども達が、「いま、身近な生活に活かす権利、人権」の学習が大切である。そのような視点にたって、「自分の権利を自分で守る」ための自分の力への気づき、自己肯定感の獲得など、子どものエンパワメントを目標として、地域、民間レベルで子ども達による「子ども期の子どもの権利」学習が展開されてきた。その動きは1990年代以降、急速に民間、NPOに広がってきている。今回の特集は、1990年代半ばから日本でも注目されてきたキャップ（CAP）のほか、地域、民間で進む権利学習の取り組みを紹介したい。（編集部＝喜多・岸畑）

NEWSLETTER No.82 CONTENTS

特集1 子ども期の権利学習はいま

- ① なぜ、いま、権利学習か—NPO権利学習の新展開— /1
- ② 民間における権利学習活動～これまでとこれから～ /2
・CAPプログラムの展開・子どもの人権テーブル
- ③ 行政の権利学習への取り組み
—川崎市教育委員会「権利学習」教材の編集と普及— /5

特集2 「子どもの権利条約フォーラム2005inしが」

- ① 第13回「子どもの権利条約フォーラム in しが」開催報告 /6

② フォーラム参加団体から /8

- ・島小子どもの権利憲章・アドラー心理学に基づく子育て
- ・みんなでなくそう対人地雷

TOPICKS

- ・小杉町子どもの権利条例の廃止とこれから
—射水市に合併して— /11

お知らせ

- ・ファシリテーター養成講座開催のお知らせ /12

民間における権利学習～これまでとこれから～

「関わりの中に権利あり」

—表現遊びワークショップにおける試み—

北 島 尚 志 (NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン)

千葉県野田市における中高生12人と「関わりの中に権利あり」のワークショップでのこと。

夜7時。初めての子どもたち。不安と緊張の顔が並ぶ。まずは自分の大好きな飲み物と共に自己紹介。(まだ緊張はほぐれない) 全員が終わったところで、心と身体を少しずつほぐしながら始めることにした。手だけを使っての体操などで少し笑いが出るなか、2人一組の「運転手」「新聞紙玉キャッチボール」へと続く。

「運転手」は2人一組が前後になり、前の人の肩をハンドルにし、後ろの人が運転操作しながら、2人で気持ちよく歩いていく、というもの。しかしそこにいくつかの課題が入ってくる。前の人が眼をつぶる。スピードを上げていく。歩行者をよける。障害物に気をつける。さらには運転手が交代していく(今回はしていない) etc…という具合だ。しかしあくまでも目的は2人で心地よく歩きたい!ということ。そこで、運転手は其中で沸き起こる相手の緊張や不安・安心を



感じながら、自分の手を通して操作していくということを繰り返していくのだ。終わった時、2人は互いに拍手と歓声を上げている。

安心するために信頼し合い、関わり合った姿がそこにあった。「新聞紙玉キャッチボール」も同時に投げっこをするだけのあそびだが、2人の場所を様々に変えることで、互いにしっかり玉を取るこ

とが難しくなってくるのだ。そこで考える。「どうしたら2人が心地よく玉を取ることができるか」と。謝り合っても仕方ない。ペアを変えることもできない中、少しずつ提案をし、どうしたら安心して玉を取ることに向かえるのか、話し合いが始まった。このあそびは「連続記録コーナー」があり、2人で28回、全員で輪になっても30回という新記録が出るくらい、熱気を帯びたあそびになった。

みんなが同じようにすぐその気になる! などということはあり得ないし、目指す必要はない。不安感も打ち消すのではなく、抱えながらも少しずつリラックスできることを! 緊張感もなくならないけど、集中できる状態になることを! これらを知り、実感することが大切である。これらのあそびは、決してあせらない! 慌てない! そしてあきらめないこと。リーダーは一人一人のリズムの違いを認めていこう! というメッセージを込めながらこの時間を大事にみつめていく。

みんな少しずつ笑いが出、笑顔のをぞかせるようになってきた。そして、今日のメインプログラム「FAX」を行った。2人一組になり、1人が会場にかくされている絵を見て、その絵を見てない自分のペアの人に、言葉だけを使って、その絵と同じ絵を描いてもらう! というもの。絵を見た人が絵を見てない人にどうやって伝えていくのか、壮絶な闘い(?)の幕が切って落とされた。

このあそびは「絵を描く人が安心して描けるように伝えてください」という方向性で始まるのだが、絵を描くやりとりの中でやはり、様々な感情と向き合うことになる。絵を見てない不安や、「うまくかけるかな」というプレッシャー。伝えている人の表情が「しまった!」という顔の時は強く動揺し、相手が「そう! そう!」「いいよ〜!」とか言ってくれと嬉しくなったり…。伝える側も、どこまで分かっているのか不安になったり、イラついたり、違う風に描かれると落ち込み、焦ってしまったり…。しかし2人が交替しながら行ううち、相手の心に思いを馳せることができていく。どうしたら安心して描いてもらえるのかを考え、言葉を選んでいく。

やがて絵が本物に近づいていくと同時に二人の関わりも安定してくるのだ。1回目を終え、まるで伝わっていないことに愕然としながら、再度挑戦をしていく。様々な感情や嫌な関



わりを実感しつつ、「2人が安心して心地よく絵を描くためにどうするのか」を話し合い、2度・3度とこのFAXは時間を超えてまでも続けられた。

終わってから「言葉だけで伝えるのがこんなに難しいとは」「伝わらなくて大変だった」「相手とのイメージのズレが大変だったけど楽しい」「相手とイメージが共有され、分かり合えるととても嬉しい」「面白いし、またやりたい」こんな感想が出た。そこには関わりを遠ざけない姿がある。まさに「権利」が身近なものとして迫ってきている。すぐ答えは出なくても、子どもたちとこのことをしっかり積み重ねていきたい。

子どもと大人がパートナーとして共に生きる関わりを考えていこう！と始まった「子どもの権利条約推進活動」の取り組みも今年で8年目を迎えた。もともと児童館の職員時代に、子どもも大人も「関わりの中で自分らしさを発揮」していくことの不自由さや窮屈さが、関わりを遠ざけているように感

じた私は、「権利」という問題を理屈ではなく、身近な関わりの中で実感していくようなことができないか、と考えていた。そこで権利を「自分のやりたいことを通す主張」というイメージではなく、「色々な場面でお互いがぶつかり合い、それぞれの意見を尊重しながら、どうしたら問題解決に向かっているのか、その基準となるもの」ととらえ、テーマを「関わりの中に権利あり！」とした。そして、自分と向き合い、他者と向き合い、その中で起こる様々な関係性を実感しながら何かを成し遂げていく、というスタイルの表現あそびワークショップでやってみようと思った。

さらにそのことを通して互いにその気になったり、安心して、心地よさを実感できるようにと考えていた。表現あそびにおける様々な関わりは、恥ずかしさ・不安・緊張・とまどい・遠慮・対立・葛藤など、次から次へと湧き出る感情と向き合いつつ、(あそびの持つ魅力)や(面白さの力)により、そこから逃げず、少しずつ少しずつ、どうしたらその先に行けるのか考えさせられるものであり、やがて相手を意識し、しっかり見、聞き、受容し、共感し、さらには付けだし提案していく、という関わりを見つけ目的を達成していく世界だと思っている。

こういった体験の積み重ねが「権利」という、「関わりの中で起こる意見を調整していく基準になる力」を磨いていくことになる！と確信している。関わりを遠ざけないために！権利を自らのものとするために！改めて思う「関わりの中に権利あり！」と。

CAPプログラムの展開

小林明子 (CAPネットしが)

CAPはChild Assault Prevention (子どもへの暴力防止)の略で、人権概念についてわかりやすく話し、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性的暴行などの暴力から自分を守るために子ども自身に何ができるかを一緒に考えるプログラムである。このプログラムは1978年にアメリカのオハイオ州コロンバスにある「レイプ救援センター(通称WAR)」で開発された。あるとき、小学生がレイプされる事件があり、その事件を知ったまわりの子どもたちがおびえて、情緒的に不安定になることがあったため、WARのメンバーが、子どもたちの安心感を取り戻すために、さまざまな分野の専門家の協力を得て、CAPプログラムを作りあげた。

1985年、森田ゆりによって日本に紹介され、現在、世界16カ国で実施されている。日本では、1995年にCAPプログラムを実施できるCAPスペシャリストの養成が始まり、養成訓練を受けたCAPスペシャリストは各地域で独自にグループを作って活動を始め、現在、すべての都道府県にひとつ以上(全国で150以上)のグループがあり、それぞれに各地の学校や社会教育、福祉施設などで子どもにも大人に

も楽しく分かりやすい防止教育を行っている。1998年には各グループのネットワークセンターとしてCAPセンター・JAPANが設立され、全国のグループの支援活動を実施している。

センターが実施した統計調査(2004年4月～2005年4月)によると、この1年間にCAPプログラムを受けた子どもは約268,000人、おとなは約166,000人である。

CAPプログラムは、暴力から身を守るノウハウを教えるだけではなく、子どもの人権意識を育てることによって、子どもの力を引き出すことを目指している。子どもは誰でも安心して自信を持って自由に生きる権利があるということ、暴力はこの3つの権利を侵すことであることを知ること、暴力の被害にあいそうになった時に大声を出して逃げたり「いや」と言ったりできる。また、そのことを誰かに話すことで、子ども自身が自分の力を再確認したりサポートを受けたりすることが可能になる。子どもたちをサポートできる地域を作っていくため、全国のCAPグループは活動が続けている。

(参考文献: CAPセンター・JAPAN「日本のCAP」)

子どもの人権テーブル

砂川真澄 (NPO法人くまもと子どもの人権テーブル)

くまもと子どもの人権テーブルが発足したのは1989年4月。これまでにわたしたちが行ってきた「権利学習」の取り組みを紹介したい。

①ビデオ「子どもとともに、子どもたちへ—熊本発 子どもの権利条約—」の制作と貸し出し (1990~94年)

子どもの権利条約批准に向けた学習会で役立つツールを作ろう、ということから作成。熊本ではイベントをしても参加者の顔ぶれは概ね同じ。ビデオであれば、自宅でも職場でも、クラスで子どもたちに観てもらうこともできる。条約の解説をするのではなく、熊本の子どもたちの姿や思いを紹介しながら、それらと条約との繋がりを考えてもらうことを意図したもの。手作り感あふれる出来栄えだが、熊本の多くの子どもたちの参加、協力を得て完成したこと、予想以上の貸し出し依頼があり、子どもたちに視聴されたことが成果といえる。

②CAP (子どもへの暴力防止) プログラムの提供 (1994年~現在)

わたしたちが日本版子どもワークショップシナリオを作成する際、アメリカ版には無かった「権利の定義」を付け加え、CAPのキーワードである“Safe, Strong & Free”に「安心、自信、自由」という日本語を充て、94年に日本で初めてCAP子どもワークショップを実施した。しかし、その後同プログラムが全国に広まるにつれ、人権教育的側面が誇張され、「CAPをすると人権がわかる」という誤解を招くことに。同プログラムの目的は人権教育ではなく、人権概念を使った

暴力防止教育なので、安全に関わる権利が主題であり、補足なしでは人権入門として不十分である。しかも、子どもの権利条約採択前にアメリカで開発されており、条約との接点もない。同プログラムが日本に広がり、民間の安全教育のひとつとして定着したことは評価できるが、今後は各CAPグループの質が問われるだろう。

③ワークショップ「パイナップルランドの子ども力になるう」 (2000年~現在)

子どもとおとなと一緒に参加する人権学習をしたい、ということから始めたグループワーク。おとな、子ども (主に小学生) の各グループにパイナップルランドの子どもの悩みが綴られた手紙が届く。子どもグループは話し合って返事を書き、おとなグループはその悩みの解決に役立ちそうな子どもの権利条約条文を探す。それぞれ模造紙に書いて発表。子どもグループの手紙からわたしたちが学ぶ点が多い。

④ワークショップ「子どもの権利トークバトル」 (2001年~現在)

少年法改悪の後、説得力アップの必要性を感じ、主に内部研修に取り入れている。複数チームをつくり、子どもの人権に関係するテーマについて肯定派と否定派を割り当て、作戦会議の後、交互に主張を展開。観客がどちらに説得力があったかを判定し、その後全体ディスカッション。これまでのところ、否定派が勝つ傾向にあり、わたしたちの権利学習の課題が明らかに。

「権利学習／教育」の限界と課題

—子どもの権利ファシリテーターとしての経験から—

桜井高志 (桜井・法貴グローバル教育研究所)

ファシリテーターとして多くのワークショップを実施させていただいてきた。ワークショップのテーマは、環境・開発・平和・人権・多文化共生などの地球的課題で、それらを包括的に「グローバル教育 (=地球市民学習)」と呼んでいる。子どもも大人も共に、地球上に生きる「地球市民」としての役割や責任を担えるようになることが、その目標である。

「子どもの権利条約 (以下、CRC)」に関するワークショップを一時期ずいぶん担当させていただいた。子どもたち (や親) と一緒にCRCを自分達の言葉で表現し直したり、それぞれの項目を日本の状況の中に置換えたりする作業は、

楽しいだけでなく、必ずしも幸せとはいえない現代の子どもたちの日常と向き合う有意義なものだ。CRCを途上国の問題として捉えるだけではなく、自分達の問題として認識するという作業をくぐり抜けることは、再度、世界の子どもの現状へと眼を向けることにもつながった。

しかし、漠然とした不充足感もあった。何かが足りなかった。そんな時、『ヒューマンライツ』 (明石書店) の「権利と責任」というアクティビティを思い出した。著者のD.セルビー氏と共催したカナダで実施したセミナーでは「権利と義務」と資料の翻訳を間違えたが、日本からの参加者はあまり疑問

を持たなかった。私たち日本人にとっては、「権利と義務」という表現が一般的であり、「責任」に対しては「自由」がその対概念として定着していたのだ。(今でもそうだろう。)

ここに日本の「権利学習」の限界があるのではないかと考えた。異民族・異文化が共生してきた欧米の市民社会の中では、「権利」の主張は相手の権利を尊重するという他者に対

する「責任」と切り離せない。ところが日本の場合は、個人の「責任」よりも国家に対する「義務」と対応させてしまう。日本の村落共同体的な社会がいけないわけではないし、その実情を考慮しない「権利学習」は絵に描いた餅に終わる。今後の「権利学習」は、市民教育との併行によって成熟し、より定着してゆくのだと思う。

特集 1 子ども期の権利学習はいま③

行政の権利学習への取組み

—川崎市教育委員会「権利学習」教材の編集と普及—

田中 真喜男 (川崎市立桜本小学校教頭／前教育委員会人権・共生教育担当)

1 条例の制定と子どもの権利学習

2000年12月全国に先駆けて総合条例として制定され、2001年4月に施行された「川崎市子どもの権利に関する条例」もこの4月で丸5年を経過しようとしている。当初より求められてきた子ども自身の権利学習の必要性から小学生版子どもの権利学習資料「みんな輝いているかい」・中学高校生版「わたしもあなたも輝いて」およびその指導資料が1年目の2001年12月に作成配布された。条例の趣旨を伝える資料としては1年目より活用されてきたが権利学習という本来の意味での活用には各学校における教育課程も編成された後の配付ということもあり十分に時間をかけた取組みには生かしきれていない面があった。

2 子どもの権利学習資料の改定

そのような面から2年目からも「子どもの権利学習資料作成委員会」の場で学校での活用を前提とし、より子どもが参加しやすくその実態に合った権利学習資料へと改定を重ねてきた。上記の2種は本年度版で5版目となり、あらたに小学校1年生用版「かがやき」も発行され3種類の権利学習資料が配付されている。同時に、2002年5月には川崎市総合教育センターにより「子どもの権利学習を進めるための教育課程の編成」という実践事例や学習展開を掲載した指導資料を作成し教育課程上への位置づけを求めた。同センターの「児童生徒指導研究会議」においてもこの冊子を活用した時間を含めた小中学校における権利学習の実践に取組み成果を報告してきた。

3 様々な権利学習普及への取組み

さらに、教育現場での子どもの権利学習への取組みを広げるために各学校の職員研修においても「子どもの権利」を取り上げる学校がふえ、年間約三十校のペースで教育委員会よ

り講師を派遣してきた。2003年度からは、教員の初任者研修においても活動を通しての子どもの権利学習を取り入れ、昨年度からは各校の人権尊重教育担当者の集まる研修会でも各区ごとに参加型権利学習を実施しより多くの学校でまず教職員が子どもの権利学習を実感を持って体験できるような機会を提供してきた。4年目となる2004年度には教職員向けにもう一度子どもの権利の基本的な疑問に答える「子どもの権利Q&A」を作成し2005年4月に教職員全員を対象に配布した。

4 子どもの権利学習は今

昨年12月に開催された「川崎市子ども集会」の場では川崎市子ども会議の活動報告と同時に4行政区の子ども会議と2中学校区の子どもの会議の活動報告が行われた。そこに見る子どもたちの姿は今までにも増して、自分たちの要求を主張するだけでなく子どもを取り巻く様々な問題に対する自分たち子どもの姿勢を振り返り、それに対する自分たちにできることをも含めた真剣な意見を報告した上で学校や行政に対する意見表明を行う場になった。これは、各種子ども会議の場に参加する子どもたちや支えるスタッフによる継続した権利学習の成果であると実感した。子ども集会では報告のできなかった他の行政区子ども会議・中学校区子ども会議の取組みと同時に各学校単位の学校教育推進会議の場での子どもの意見反映なども含め着実に深まりが感じられるものであった。今後の課題としては、子どもの権利と一番かわりの大きい学校教育の場で着実な権利学習への取組みが進められるように教育課程上に位置づけていくための条件を整えていくことが大切であろう。

第13回「子どもの権利条約フォーラム in しが」開催報告

甲 津 貴 央 (子どもの権利条約フォーラム in しが実行委員長)

平成17年12月3日・4日の両日に亘り、滋賀県近江八幡市所在の滋賀県立男女共同参画センターにおいて、二日間で延べ約500名の参加者を集めて、標記フォーラムを開催しましたので、以下、報告します。

1. まず、本フォーラムは、当初は、主として滋賀県内で子どもに関わる活動をしているNPOの有志により6月頃から逐次結成された「大人実行委員会」により企画・運営されていましたが、これに、夏からは、県内で活躍する子どもたちのグループ有志で結成する「子ども実行委員会」が加わり、企画・運営の一翼を担うようになりました。ここで、大人と子どもとの両者を繋ぐ役割として、3名の「ユース実行委員」の存在は不可欠なものでした。

2. さて、本フォーラムが「子ども条例」制定を検討中の滋賀県において開催された意義は重要なものでした。実行委員皆、本フォーラムが条例制定を後押しするものであって欲しいと願いました。そのため、本フォーラムの中心に、「子どもに権利を認めること」及び「子ども条例を制定すること」という二つの意義を根本から問う企画を据えることとしました。もちろん、子ども実行委員にも半日掛けて趣旨を説明し、了解を得ました。

3. フォーラム第1日目は「全体会」。テーマを「子どもに権利を認めるとどうなるか」とし、内容を、大きく「寸劇」と「パネルディスカッション」の2部構成としました。

①さて、第1部は、沖島小学校の生徒さんによる沖島太鼓の演奏により始まり、これに子ども実行委員会企画・出演の寸劇3本が続きました。内容は、子どもたちが日常接する場面に置いて遭遇する人権侵害事例です。そして、子どもの人権を認めている家庭と認めていない家庭での対応を比較した大人実行委員企画・出演の寸劇1本が加わりました。滑り出しは好調で、翌朝の新聞4紙がその成功を大きく報道してくれました。もちろん、地元放送局やケーブルテレビも挙って報道してくれました。

②第2部は、最初に、翌日のテーマである「子ども条例制定の意義」に繋げるための報告3本。内容は、①滋賀県が行った子どもの権利状況を巡る「実態・意識調査」結果、②全国の子ども条例制定の動き、③滋賀県子ども条例検討委員会が県に提出した「報告書」概要です。そして、これらの報告を踏まえて、大人3名、子ども7名によるパネルディスカッションに移りましたが、当初、子どもたちから上手く発言を引き出すことができず、会場から、「子どもの目線に立った企画でない」と批判されました。しかし、この発言が契機となって、以降、会場、ステージ入り乱れてのバトルトークが始まりました。荒れるパネルディスカッション



子どもの権利条約フォーラム2005 in しが 実行委員会

に、実行委員長としては、ハラハラするやら面白いやら、しかし、冷や汗ものの展開に、いろいろ考えさせられました。

③その後、東京シューレの寸劇、そして、子どもたちとの交流会。会場は、子どもたち約100名の熱気に溢れました。中でも、子ども実行委員の面々は、自ら成し遂げた成果に自信からくる満足そうな笑みを浮かべて、元気に交流を楽しんでいました。

4. フォーラム第2日目は「分科会」。22の参加団体が日頃の活動をテーマに、ワークショップ、勉強会、遊びの広場等、それぞれに企画・実施してくれました。

さて、実行委員企画は勉強会で、テーマを「子どもの権利保障のために、子ども条例の制定は不可欠か」として、午前・午後を通して、基調報告を聞いた上で議論を行いました。

①まず、午前の部では、条例制定直後の自治体(目黒区)と制定検討中の自治体(小金井市)のそれぞれの担当者から、子ども条例制定への「熟意や構想」、これを実現する「手順や工夫」、及び「反対勢力の存在」等について報告を頂きました。

②そして、午後の部は、条例制定後一定の成果を上げている自治体(川西市・川崎市・多治見市)の担当者から、「条例化」が果たす役割、及び条例を「実施」することの大切さについて報告を頂きました。

③午前・午後を通しての議論で確認されたことは、子どもの権利保障に果たす子ども条例の役割の大切さや、子ども条例の精神を維持するための不断的努力の大切さでした。そして、何事にも成果を求められるようになってきた行政施策において、子ども条例制定の成果は、子どもたちから、「この町が好きだ」という評価をもらえることに顕れるのではないかということが議論されました。

5. フォーラムは、最後に、八日市養護学校OBによるエイサーの実演と、それに引き続く子ども実行委員による「大会宣言」により閉幕しました。そこでは、フォーラムの成果と

して、子どもの権利を実現するのに大切な以下の3点が確認されました。

- ①子ども大人関係なく、お互いの権利を認め、考え、主張できることが、子どもの権利のスタートラインである。
- ②子どもの権利を社会において保障していくためには、権利の認識を大切にしたい子ども条例の制定と、それを見守り、見直し続けることが大切である。
- ③子どもも大人も一人の人間として支え、支えられ、一緒にゆっくりと話し合うことが大切である。

6. さて、私が、子ども実行委員との共同作業を介して感じたことは、

- ①子どもと大人のパートナーシップの実現には相互理解が不可欠であるが、そのためには、大会宣言にあるように、時

間をかけてゆっくり話し合うことが大切であること

- ②子どもは、時間は掛かるが、信頼すれば必ずその期待に応えてくれる存在であること

- ③子どもの権利保障は、子どものみならず大人にとっても利益であることです。

7. 本フォーラム終了後、子ども実行委員の保護者から、子どもが不登校から脱した等といった嬉しい報告が相次いでいます。フォーラムを通して、自己の存在価値を確信したことの成果だと思います。自己の権利の行使が、彼に自信を与えた成果だと思います。

最後に、本フォーラムの成果が、子どもの権利の保障や、滋賀県子ども条例の制定によって、良い影響となって顕れることを祈ります。

子ども実行委員会について

谷口 久美子 (子どもの権利条約フォーラム in しが事務局)

一人づつしっかりと大会宣言を読み上げる子どもたち。それを横でじっと見守るユースたちの姿を舞台の下から見ながらこのフォーラムを準備してきた大人たちは胸を熱くしていました。

昨年12月に開催の呼びかけを受け、5月23日の第1回実行委員会以後7回の実行委員会を重ねました。9月17日には子どもの実行委員会をユースを中心に組織し、“全体会は子どもたち企画でやりたい。”という子どもたちの思いを大切に、9月後半からの3ヶ月、子どもたちも、ユースもそしておとなたちも一つになって準備を進めました。“権利とか人権とかなかなか難しい。でも誰にとっても関係のある大事なもんやと思うねん。けどただ教わるだけではその場だけ

で終わってしまうやん。やっぱ自分で考えるからこそ、普段の生活で自分らの権利を感じられる。皆で考えて、他の意見を聞いてまた自分で考えるってことも大事じゃないの？いろんな権利について考える分科会って、なんか地球博のパビリオンみたいでおもしろそう。”とフォーラムのタイトルを考える実行委員会の中で語った子どもたち。

取り組むプロセスの中で、そして当日も考え、戸惑い、悩み、怒り、人権について考えあった子どもたち。そしておとなたち。その思いをエンディングの大会宣言に込めたのです。この取り組みを通してできたこのネットワークを、今後につなげていきたいと子どもも、おとなも今、強く思っているところです。

大会宣言

日本が子どもの権利条約を批准してから10年が経ち、2004年には日本は国連から2度目の勧告時期を迎えました。国連会議の場では、日本政府の勧告と子ども連の訴えのズレが浮き彫りにされ、「1度目の指摘が、十分改善されてない。教育制度の過度な競争的性質が、子どもの肉体的・精神的健康に悪影響を及ぼしている。」と再び勧告を受けました。

他方、滋賀県では、1998年より県独自の子どもの権利条例を作ろうとする動きが始まり、今年5月知事へ子ども条例検討委員会による報告がされました。しかし、この報告に対して一部の大人からは「子どもに権利を認めたらむちゃくちゃになる」などの意見もあり、子どもの遊ぶ権利や、休む権利、意見表明権が盛り込まれなくなる可能性があります。

そのような中、私たちは「議会ジュニア」が結成され、「子どもの子どもによる、子どものための街づくり」に取り込むまれているここ滋賀県近江市に集まり、2日間にわたって学習交流をしました。このフォーラムにおいては、会場の子どもの意見により、子どもと大人の認識の違いを確認することができました。子どもの権利について、私たちは分かっていたようで分かっていたいなかった。怒りや涙もあったけれど、それに気づいたことが一番大きな一歩になったのではないのでしょうか。

そして権利とは認める認めないではなく、誰もがはじめから持っているものであるという共通理解を持つことができました。まさに「自分で、そしてみんなで考える愛・人権博」なのです。

そして私たちは子どもの権利について、次の3つの大切な点を確認いたします。

- ① 子ども、大人、関係なく、お互いの権利を認め、考え、主張できることが、子どもの権利のスタートラインである。
- ② 子どもの権利を社会において保証していくためには、権利の認識を大切にしたい子ども権利条例を制定し、それを見守り、見直し続けることが大切である。
- ③ 子どもも大人も一人の人間として、支え、支えられ、一緒にゆっくりと話し合うことが大切である。

これから先、何度も何度も子どもと大人の意見がぶつかると思うけれど、そんな壁を乗り越えて、子どもと大人が堂々と意見を言い合えるような社会にしていきたいと思います。

以上のことを宣言します。

2005年12月4日 子ども権利条約フォーラム2005 in しが

フォーラム参加団体から

子どもの権利条約フォーラム2005 in しがの第2日目には、22団体が分科会を行いました。ここでは、参加団体のうち、4団体を紹介します。

島小 子どもの権利憲章をつかっていきたい

植田 一夫 (近江八幡市立島小学校)

島小では毎年2月になると「子どもの学校通信簿」を6年生の運営委員が集計する。その集計を初めて「何これ、6年生への文句ばかりやん」と怒りがこみ上げてきた。しかし、集計を進めると「体育館の使用割り当てを守らない6年生はいやだ」と1、2年生が率直に書いていることが分かってきた。そうすると、はじめ怒りだったものの次第に、困惑に変わっていった。「このままでは卒業できない」この思いが「島小子どもの権利憲章を作ろう」と発展した。中心になった恵は作りたい理由に「みんなにいやがられたまま、怖い人やと思われたまま卒業していいのか」「最後に自分たちが残せるものはないか」と書いた、そして、「あの人達がいてよかった」と思われるようになりたいと書いた。さらに恵は社会科資料集の憲法学習のページを開けて、「私たち島小の者が本来望むことはみんなが助け合い『自由』というお互いの権利を尊重しあい、また、『自由』のもとらす恵を全学年に渡って確かなものとして…」と前文を書き続けた。6年は恵の提起を受け、全8条からなる憲章を完成させ、私に託した。

しかし、教職員は「子どもの生活のルールづくり」について揺れていた。それが最高潮に達したのは今年度の生徒指導方針をめぐっての時だ。「子どもには有無を言わせずきかせることがある」という意見が出、「そんな大事なことなら、子どもに話してきかせても納得してやるでしょう。」と反論が続いた。さらに論争は続き、「昨年の6年生が作った『権利憲章』を生かしてほしい。『～しなさい。』ではなく『～できる。』と子どもを学校の真の主人公にしたい」「私は『権利憲章』のことは、授業でのことだと捉えている。」「授業と生活は不可分なもので、授業の結果、生活が変わった。そうやって初めて授業が成立したと言えるのではないですか。」さらに続けて、「昨年の6年生は確かに学校のルールを守らなかったところがある。しかし、その自分たちのやってきたことを『子どもの学校通信簿』で見直し、6年生を送る会で謝罪し、『島小子どもの権利憲章』というものを残したという点は大きいと思う。これは、子どもたちが積極的に学校のルールづ

くりに参加できるということを示していると思う。」

私は今年も6年生の担任になった。子どもたちに、先輩たちの贈り物「島小子どもの権利憲章」を伝えた。「作りたい理由」を朗読した。「先輩たちは自分たちがいやがられていることについて何とかしようと思ったのはすごい」というように、ある意味で彼らには横暴に写っていた先輩が、こんな風に自分たちのことをとらえ、こんな風に行動していたことは、驚きだったようだ。そして、同時に尊敬できる先輩と彼らの中に位置付いた。

子どもたちは、島小子どもの権利憲章について「先輩が残してくれた島小子どもの権利憲章。これはすごいと思った。これを僕たちの言葉で改造して、次の6年に託していきたい。」「私は先輩たちはすごいと思った。この島小に権利憲章をつくり、後輩にまわす。これは他の学校ではあまりしていないと思うからです。私たち6年生はこの権利憲章にちょっと付け加えて下にまわす。これを繰り返すことにより、きっと島小がもっと良くなると思います。」子どもたちは、先輩が考えた「島小子どもの権利憲章」をしっかりと受けとめてくれた。島小の生活に根ざしたものがたくさん彼らの手によって付け加えられ、後輩に伝えられようとしている。

私はここまでの実践を報告し、今後の方向について提案をした。教職員の中では6年生の子ども達の作った権利憲章を豊かにとらえる討論が続き、恒常的な憲章にしないでゆるやかに発達段階に合うものを構想しようということになった。

いよいよ、権利憲章を提案する児童総会が開かれる。6年の子ども達は自分たちの言葉で作り変えた13条に及ぶ憲章(資料参照)を提案するのにどきどきしていた。提案した6年生に3年生が手を挙げて「体育館使用割り当てを守っていないのは1条に入りますか?」この発言を機に、中学年中心の日に、高学年がたくさん入り遊んでいる実態が明らかになった。「そんなに中学年中心で遊びたいなら、高学年の日は追い払っていいですか」「じゃ中学年もそうしていいですか」と言われて高学年が「うっ」と詰まるシーンもあって議論が

深まった。さらに、3年生が「あだ名のことは何条に入るんですか」6年生は「それは前文の『言葉の暴力』になります」「第一条の楽しく生活できるにも入ります。」と答えた。教職員はこの総会を「子ども達は困ったことをどこへ出したらいいか分からなかったので満足していました。」「やんちゃで遊びたい子がよかったと声を挙げている」と評価している。

そして、第2回目の児童総会を1月に開くことを決定した。

6年生は前文の「自由のもたらす恵みとは何か」を考える宿題をみんなからもらった。「この総会の続きがしたい」と言っていた5年生がどんな憲章を自分の言葉で作るのか楽しみだ。

島小 子どもの権利憲章

2005年12月8日 提案者 6年生

1. 作りたい理由

僕たち私たちは6年生は、『先輩からの贈り物』をもらいました。それは「島小子どもの権利憲章」というものでした。その島小子どもの権利憲章を見て、僕たち私たちは、先輩は、自分たちがやったことを反省して、島小のみんなの気持ちを考えて、作ってすごいし、8条もの憲章を作ったのは知らなかったのでびっくりしました。しかし、先輩は広める前に「卒業」となってしまいました。僕たち私たちは、こんな大切なものを6年生だけで持っているのはもったいないと思い、「島小子どもの権利憲章」を広めることに決めました。

そこで、僕たち私たちに「島小子どもの権利憲章」を自分たちの言葉で作り変え、1年から5年の人たちに伝えることにしました。それを繰り返すことによってきっと島小がよくなると思います。先輩が作った『島小子どもの権利憲章』を島小の【宝物】にしたいです。

2. 前 文

私たち島小の者が本来望むことは、みんなが仲良く助け合い、『自由』というお互いの権利を尊重し合い、また、『自由』のもたらす恵を全学年にわたって確かなものとし、決して「いじめ」「なかまはずれ」「暴力・言葉の暴力」などでおどしたり解決したりせず、島小の伝統ともいえる「児童総会」や「話し合い」を解決の方法とする。そして、どんな子どもでも意見を出し合い、子どもの力・先生の力を両立しながら、一人ひとりが楽しい学校生活を送れるようにいつでも力を合わせ努力する。

第1条 島小の子どもは、楽しく生活できる権利がある。

第2条 島小の子どもは、分からなかったら、みんなに教えてもらうなど、学習できる権利がある。

第3条 島小の子どもは、一年から六年まで全員平等である。

第4条 島小の子どもは、ビオトープをふくむ島の自然全部を大切にし、島の自然を守る権利がある。

第5条 島小の子どもは、講師や先輩を呼べる権利がある。

第6条 島小の子どもは、一人でも児童総会を開けて、気軽に質問や意見を言い合って、学校をいろいろ変えていける権利がある。

第7条 島小の子どもは、いろんな人と自由に楽しく遊んだり、休む権利がある。

第8条 島小の子どもは、好きなクラブを計画して作る権利がある。

第9条 島小の委員会は、子どもが作り上げ、自由に入れる委員会がある。

第10条 島小の子どもは、ビオトープ係やWingのような学級をこえた係やグループを作る権利がある。

第11条 島小の子どもは、『先輩からの贈り物』がもらえる権利がある。

第12条 島小の子どもは、島小のしくみや良いところ、悪いところを発表できる権利がある。

第13条 島小の子どもは、一人で大変なとき、いつでもみんなに助けてもらい、最後までやりとげる権利がある。

アドラー心理学に基づく子育て&ミニ講座

—『親が変わる、教師が変わる』これが出発点！—

澤田 裕子 (アドラー心理学会学習グループ)

私たちは日本アドラー心理学会に所属する学習者として『子どもの権利条約フォーラム2003 in 川西』以来アドラー心理学の育児プログラムに沿ったワークショップの分科会参加をさせていただいています。

その関係から学会としても『子どもの権利条約』普及の必要性や権利条約ネットの活動などについて理解を深めようと、翌2004年10月には日本アドラー心理学会第21回新潟総会で喜多先生に特別講演をお願いし、お互いに子どもとおとなとの関係を改善していく目標を持っていることを確認することができました。

子どもの行動を子ども自身の選択と決断にゆだねることで、行動面での『自立』や『社会との調和』を目標におくアドラー心理学の育児プログラムでは、行動を支える心理面への働きかけとして『自分には能力がある』『人々は仲間だ』と子どもが感じるようなコミュニケーションをおとな(=親や教師)が学習します。

実際の育児プログラムは8章にわたって組み立てられてい

て、家庭や学校における参加者と子どもとの現実のやりとりを題材にして進められます。これを応用して分科会のワークでは最初の1~3章から抜粋した提案である「勇気づけの育児」や「賞罰のない育児」そして「子どもの話を聴く」などを用いるためにはどうすればよいかを、ファシリテーターのリードのもとに参加者がグループディスカッションで話し合います。これは育児プログラム全体の位置づけから見るとおとなと子どもが話し合える関係を築くための土台作り、基礎工事と我々アドラー心理学の学習者が認識している段階です。

権利行使の主体である子どもに権利意識を学習してもらいたいと願うならば、まずおとなが子どもの人権を認めた行動とは何かを学習することが必要ではないかと思います。子どもの人権学習から始まった権利条約フォーラムへの参加活動とアドラー心理学の学習を並行して続けてきた一個人として、おとなの側の学習にはアドラー心理学の提案が適しているのではないかと考え、分科会参加の試みを続けていくつもりです。

紙芝居でつづる子どもの？あれこれ

子どもの権利条約を考える子どもワーク会議

「子どもワーク会議」は、子どもの権利について考えています。

現在、毎日のように新聞やテレビで子どもが虐待されたり誘拐されて殺されたりしているという報道されています。それは、子どもの権利にかかわり「安心して暮らせる権利」や「親から虐待されない権利」が明らかに守られていないことです。

このほかにもいろいろな子どもの権利が守られていないことがあります。

そのために私たちは、どんなことが子どもの権利であるのかとうことを話し合っ、その子どもの権利が家庭や学校で守られているのかとうことを考えてきました。具体的には、人権フェスタに参加して「子どもだからダメ」と言われたことなどおかしいなと思ったことをエピソードにして、大人と子どもで話し合ったり、意見を言ったりする活動を通して、子どもの権利条約を広めることに取り組んできました。

このように「子どもワーク会議」は、滋賀県の県民のみなさんに子どもの権利について一緒に考えてもらうことを目的として活動してきました。 堀内 睦(中1)

子どもの権利条約を何とか知ってもらいたいということで、子どもの権利条約フォーラムの2日目に「紙芝居でつづる子どもの？あれこれ」という分科会を開催することにしました。

準備では11月23日(土)に県庁に集まって、紙芝居づくりを行いました。AチームとBチームに分かれ、何についての紙芝居を作るかの話し合いをしました。いろいろと話し合った結果、Aチームでは義務教育について、Bチームでは「先生が〇〇をしている所を発見、これでいいのか？」について紙芝居をつくることに決まり、紙芝居づくりをしました。分科会本番では、緊張しながらも、ぼくは少しでもお客さんに「子どもの権利」について考えてもらえるようがんばり、無事に分科会を終えることができました。

本当にうまくできてよかったなと思いました。

井上喜文(小5)



子どもの権利を考える子どもワーク会議

みんなでなくそう！ 対人地雷

栗原雄介（地雷をなくそう！世界子ども委員会・中3）

日本では実験用を除いて地雷はありません。しかし今世界の90カ国で地雷や不発弾が1億個に上ると言われ、地雷被害者は、年間1万5千人から2万人にのぼります。この現実を前に私たちは、2003年の「全国こどもサミット」、2004年の「世界こどもサミット」を通して、世界中の対人地雷廃絶のために自分たちにできることを話し合い、自分たちの力で『未来は変えられる』との信念を強くすることができました。

今年5月に小5から高2の仲間およそ60人が集い「地雷をなくそう！世界こども委員会」を結成しました。毎月ミーティングを開いたり、高校生が指導して地雷学習会を開いたり、スーパーなどで募金を呼びかけたりと、みんなのチームワークと力を高めるためにがんばっています。7月には愛知万博地球市民村で私たちの気持ちを訴えてきました。発表原稿は、世界サミットで出会った県外や海外の仲間、そして市内の仲間から募集し、それをもとにメッセージ作成班の仲間で悩みながら作り上げました。ロール絵本もみんなの力の結集です。そして12月、子どもの権利条約フォーラム in しがにて、近江八幡市のみなさんを前に発表することができました。発表した時に座って見ておられる方は少なかったけど、通りすが



地雷をなくそう 世界子ども委員会

りに少し足をとめて見ている人がおられて、伝えたい気持ちが少し伝わったかなと思いました。また「うん、うん」とうなずいてくれる人もいて、私たちの気持ちが伝わっているということが目に見えてとてもうれしかったです。今回の活動でどれだけの人が共感してくれたかはわかりません。しかし私たちは、少しずつでも「輪」が広がっている限り活動を続けていきたいと思います！

TOPICS

小杉町子どもの権利条例の廃止とこれから

— 射水市に合併して —

岡田 努（富山県射水市企画総務部少子化対策・子どもの権利班長）

地方自治を取り巻く環境は、地方財政、三位一体の改革、税源移譲など、今後ますます厳しくなります。

このような状況に加え、地方分権社会の到来、少子高齢化社会の進行や行政ニーズの多様化など、さまざまな行政課題に対応するため、新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村は、平成17年11月1日に合併し、射水市としてスタートしました。

合併するにあたり、射水地区広域圏合併協議会を設立し、協議した結果、「小杉町子どもの権利に関する条例」は、合併協議項目の教育制度の取り扱いの中での調整方針として、合併後に順次制定し施行させるものとして、「子どもの権利については、小杉町の条例の趣旨を尊重し、新市において制定する。なお、現在実施している関係事業については新市に引き継ぐものとする。」ことになりました。

「小杉町子どもの権利に関する条例」は、平成11年12月に条例の策定を開始し、平成15年4月1日に施行しました。

策定に当たり、町民ワーク会議、子どもワーク会、策定連

絡会議、世話人会議等100回以上の会議を開催し、多くの意見・提言をしていただきました。

「子どもが伸び伸びと生きること、成長すること」は、まさに「子どもの権利」であると考えます。義務とは表裏ではない、この世に生を受けたときからもっている権利です。

全国の不登校児童生徒数、児童虐待相談処理件数、いじめ、家出等は依然高い水準にあります。また、子どもが犯罪に巻き込まれる痛ましい事件が相次いでいます。子どもをめぐる環境は、依然として悪い状況であると考えています。

全国でも、子どもの権利に関して、条例を制定した自治体、条例制定中の自治体が多くなり、全国的な広がりをみせています。

射水市も、子どもの権利に関する条例の制定に努め、子どもたちを守り、子どもたちが健やかに伸びやかに育つような施策を展開していきます。

ネットワーク主催『ファシリテーター養成講座』のご案内

おとなに求められる「新しい力」をはぐくむ

2004年、国連子どもの権利委員会は日本政府に対する第2回目の締約国報告審査において国の政策づくりや、自治体の施策づくりへの子ども参加を勧告しました。翌2005年には、乳幼児期の子どもの権利に関する一般的意見第7号を採択し、赤ちゃんからの子ども参加の重要性を指摘しました。子どもの意見の尊重や参加の権利は、思春期以降の子どもだけでなく、もっと幼い子どもにとっても大切な権利です。話し言葉や書き言葉だけではなく、赤ちゃんの気持ちや希望をおとながどうくみとっていくか、ということから子ども参加の支えが始まります。そして、子ども参加とは、家庭や学校のみならず、政策立案にまでおよぶものである、として世界は動き始めました。

しかしその重要性をみとめるだけでは、子ども参加の波はひろがっていきません。ユニセフは、子どもが「世界に正統かつ意味のある形で参加する力」を伸ばせるように手助けをする責任がおとなにはあり、そのためおとなは「新しい力」を獲得しなければならないとしています（ユニセフ、2003）。

「新しい力」とは、つまり子どもや若者の意見を効果的に引き出す方法、子どもたちの多様な声やさまざまな自己表現の仕方を認識する方法、子どもたちのメッセージを言葉によるものであるかそうでないかを問わず解釈する方法、を指します。また、単にそれらの方法を身につけるだけではなく、子どもの意見に耳が傾けられ正当に考慮される機会・時間・安心できる空間、を確保すること、子どもの意見を聞き放しにするのではなく、おとなが適切な形で応える能力を伸ばすことも重要だといえます。

この「新しい力」こそ、子どもの社会参加を支援するファシリテーターの有するものにほかなりません。そこで、この講座では、子どもの権利の視点に基づき子ども参加を支える、ファシリテーターを養成すること、つまり「新しい力」を身につけることを目的とします。地域・NPO・学校・自治体関係者など子どもに関係するあらゆるおとな、子どもと共に暮らしている保護者の参加を歓迎します！子どもの意見表明・参加を支援するNPOとして活動してきたノウハウを踏まえての講座です。みなさん、ふるってご参加ください。

講座期間：2006年3月11日～4月16日 10回講座（下記及びチラシ・CRCホームページ参照）

会場：早稲田大学文学部39号館（JR山手線高田馬場駅徒歩15分・東西線早稲田駅下車徒歩5分）

①② 3月11日(土) 10:00～16:30 オリエンテーション・講義「世界で進む子ども参加支援と権利」

③ 3月12日(日) 10:00～12:30 講義「乳幼児期からの子ども参加」 ②・③共に講師：平野裕二

④ 3月12日(日) 13:30～16:30 講義「子ども参加のまちづくり」 講師：河村治人（鶴ヶ島市）

⑤⑥ 3月18日(土) 10:00～16:30 ワークショップ「子ども参加支援のデザイン」 安部芳絵ほか

⑦⑧ 3月19日(日) 10:00～16:30 講義「子ども参加支援と自治体」 講師：喜多明人

ワークショップ「子ども参加と聴く力」

⑨⑩ 4月16日(日) 10:30～16:00 ワークショップ「新しい力を身につけるために」 安部芳絵ほか

今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）

小学校高学年～中学生向／全6巻

各48ページ／A4変型判／オールカラー

揃定価17,640円（揃本体16,800円）

各巻定価2,940円（本体2,800円）



1巻「自分をたいせつに」からはじめよう 佐々木光明 編著

2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著

3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著

4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著

5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著

6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社

〒160-8565

東京都新宿区大京町22-1

フリーダイヤルFAX

0120-536188

電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.82

2006年1月15日発行

★発行（季刊・年4回）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14

みなとNPOハウス 4F

TEL&FAX 03-3746-0744

（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント